

2023年9月15日
丸紅新電力株式会社

東京電力エナジーパートナー株式会社サービスエリアにお住まいのお客さま

<対象地域>

○災害救助法が適用された市町村

【茨城県】 日立市、高萩市、北茨城市

【千葉県】 茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、長生郡睦沢町、長生郡長柄町、
長生郡長南町、夷隅郡大多喜町

○災害救助法が適用された市町村の隣接市区町村

【茨城県】 常陸太田市、那珂市、那珂郡東海村

【千葉県】 千葉市、東金市、勝浦市、市原市、君津市、富津市、八街市、富里市、
南房総市、いすみ市、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光
町、長生郡一宮町、長生郡長生村、長生郡白子町、安房郡鋸南町

<特別措置の内容>

1.支払期日の1ヵ月延長

2023年8月分※、9月分、10月分、および11月分の電気料金について、支払期日（支払い義務発生日の翌日から30日目）を1ヵ月間延長いたします。

※ 8月分については、支払期日が災害救助法の適用日以降となる地域の方が対象となります。

2.不使用月の電気料金の免除

被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金を申し受けません。

3.被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2024年3月末日までの間は、復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金を申し受けません。